

『日本再興戦略』改訂2015』（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

成長戦略（改訂版）

第一部・総論

第二部・3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 産業の新陳代謝の促進

- コーポレートガバナンスの強化
- 企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等
- 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進
- 多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進
- 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

5. 立地競争力の更なる強化（5-2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等）

- 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討
- 金融資本市場の利便性向上と活性化（インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの更なる普及、総合取引所の可及的速やかな実現 等）
- 国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援
- IFRS任意適用企業の更なる拡大促進
- 質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大

二. 戦略市場創造プラン

三. 国際展開戦略

第三部・改革のモメンタム～「改革2020」の推進～

『日本再興戦略』改訂2015』（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策(1)

日本産業再興プラン 産業の新陳代謝の促進

◆ コーポレートガバナンスの強化

— 「コーポレートガバナンス・コード」及び「スチュワードシップ・コード」が車の両輪となって企業の持続的な成長が促されるよう、その普及・定着を図るとともに、全般的な状況を把握・公表する。

◆ 企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等

— 金融機関のガバナンスや経営体力の強化に向け、独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮小等の動きを引き続き注視する。グローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、経営支援機能を常に十分に発揮できるよう、株価変動リスク等の縮減を求めていく。

◆ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

— 投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業の情報開示のあり方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

◆ 多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進

- 投資型クラウドファンディングにかかる制度を活用するとともに、各種クラウドファンディング利用を促進する。
- 「株主コミュニティ制度」を活用し、資金調達を支援する。
- 地域金融機関等と地域経済活性化支援機構が連携し、「地域活性化・事業再生ファンド」を活用。地域への資金供給を促す。

◆ 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

- 金融機関における企業の事業性を評価する融資の取組やコンサルティング機能の強化、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用等の促進を図る。
- 金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営情報を的確に把握することによって、運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資の取扱いについて明確化した金融検査マニュアルについて、周知・徹底を図る。

『日本再興戦略』改訂2015』（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策(2)

日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

◆ 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討

- グローバルに活動する日本企業の成長力強化等の観点から、決済高度化に向けたアクションプランを策定するとともに、制度面について検討を行う。
- 金融グループにおける経営・リスク管理機能、業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について検討を行う。

◆ 金融資本市場の利便性向上と活性化

- 金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組みを積極的に進める。
 - ・インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの普及啓発
 - ・総合取引所の実現
 - ・債券市場の活性化、振替・清算機関の機能強化
 - ・国債や株式等の決済期間の短縮

◆ 国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援

- 日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力を海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組するとともに、支援対象をアジア諸国以外に拡大するなど、技術支援体制の拡充等を図る。

◆ IFRS任意適用企業の更なる拡大促進

- 引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進を図るべく、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うとともに、上場企業が決算短信で開示しているIFRSの適用に関する検討状況を東京証券取引所と連携して分析しIFRSの適用状況の周知を図る。

◆ 質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大

- 家計資産が成長マネーに向かう活発な金融市場を実現するため、販売会社・投資運用業者の双方に対し、その役割（フィデューシャリー・デューティー）を果たすよう促すとともに、来年から導入されるジュニアNISA（年間投資上限額80万円）を含めNISAの更なる利用拡大に向けた施策を推進する。